

静岡地方最低賃金審議会
第3回静岡県最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和6年8月1日(木) 13時30分から17時35分まで		
開催場所	静岡地方合同庁舎 4階共用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名
議題	1 静岡県最低賃金の改正決定について 2 その他		
議事要旨	本会議は、 公開・非公開		
<p>1 静岡県最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局より資料(5月の毎月勤労統計調査結果)説明。</p> <p>第2回専門部会の審議結果について、部会長より確認した後、一旦休会し、公益委員が労、使委員へ個別に意見聴取を行った。</p> <p>労使へ個別に意見聴取した後、部会を再開したが、労使の意見の一致には至らなかった。そのため公益委員から公益委員案を示し出席者の表決により採決を行った。</p> <p>採決の結果、部会長を除く出席委員8名中、賛成5名、反対3名であったため、賛成多数により、公益委員案が専門部会の結論となった。</p> <p>また、発行日については令和6年10月1日の指定日発効とすることが公益委員から提案され、労使とも同意した。</p> <p>この結論により「静岡県最低賃金の改正決定に関する報告書」が作成され、静岡地方最低賃金審議会会長宛に報告されることとなった。</p> <p>事務局より、令和6年8月5日開催予定、第393回本審において表決により決する旨説明があった。</p> <p>労働者代表委員の主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業庁の資料によれば、人材確保に賃金引き上げは重要である。 ・ 最終案として51円を提示した。昨年のBランク県の平均上げ幅との差が-1円、昨年の両隣県との上げ幅との差も-1円などを考慮し、目安+1円とした額。 ・ 静岡県に魅力があるとのメッセージの意味も込められている。 <p>使用者側代表委員の主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最賃引上げによる影響について、最賃改定に伴う実際の賃上げは、新最賃額以下の人たちだけでなく、企業全体の賃上げを伴うため、基礎調査の影響率より更に大きくなる。 			

- ・小規模事業場の労働分配率の高さから、これ以上の賃上げは経営に大きな負担となる。
- ・県発表春闘結果から県全体の平均賃上げ率 4.60%を根拠に 45 円を最終案として提示する。

公益案要旨

- ・現行の時間額 984 円から 50 円引上げ、1,034 円とする。発効日は令和 6 年 10 月 1 日とする。
- ・三要素と地域間格差問題を十分考慮した。特に、昨年からの物価高による生活への影響、とりわけ、最低賃金近傍者に影響が大きいと思われる、頻繁に購入する品目の物価高で、令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月の静岡市における「頻繁に購入する品目」が含まれる中分類による消費者物価指数の対前年物価上昇率は 5.92%。

春闘において大幅な賃上げが行われたが、物価高による実質賃金の低下は、生活への影響が大きいものとする。

実質賃金の低下は消費に影響し、企業収益にも影響する。

中小零細規模の事業者がおかれている現状、物価予想、労働分配率も考慮した中小企業の支払能力は十分に考慮する必要がある。

頻繁に購入する品目の物価上昇率も低下しており直近 3 か月の平均値は 4.25%、物価上昇の今後の見通しを考慮して、5.92%と直近 3 か月の平均値 4.25%の中間にあたる 5.08%を改定の論拠とし、5.08%、額にして 50 円を提案する。

中小企業の支払能力を高めるため、価格転嫁対策の更なる取組強化、中小企業の継続的な生産性向上に向けた支援、ワーキングプアの問題への幅広い対策の検討、年収の壁問題への対応が必要不可欠であり、これらについて国に対し措置を講じるよう強く要望することを付記する。